

第5章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり

第1節 環境学習の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決していくのかを考えることが重要です。

また、地球温暖化防止など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を深めることが必要です。

そのためには、誰もが環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要であり、その基盤となるのが環境学習です。

国においては、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、平成23年6月に、協働取組の推進を法目的に追加した改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定されました。そして、平成24年6月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が策定され、環境学習の取組が進められています。

また、世界においては、平成17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)が推進されており、この活動の最終年にあたる平成26年度は、愛知県においてユネスコ世界会議が開催されました。

(1) 環境学習の必要性

高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちは様々な環境問題に直面してきました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や条例、協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車の排ガスによる大気汚染、生活排水による水質

汚濁など、都市・生活型の環境問題は、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより私たちの消費生活は拡大しましたが、その反面、廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発に伴う自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大による地球の温暖化が急速に進んでいます。世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。

私たちは、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用に伴って、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困などの問題を引き起こしています。

一方で、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきています。

一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

学校・家庭・地域・職場など様々な場で、環境問題を理解し、環境を守るために行動する人づくりを進めるため、環境学習を積極的に推進していくことが必要です。

(2) 千葉県環境学習基本方針

持続可能な社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について知識として理解するだけでなく、実

際の行動に結び付けていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

さらに、様々な課題を自らの問題としてとらえ行動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

平成4年3月に策定した「千葉県環境学習基本方針」では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修の実施や、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

さらに、平成19年9月には、県民参加により、新しい千葉県環境学習基本方針を策定しました。

ア 基本方針がめざすもの

基本方針は、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」を目指します。

イ 環境学習推進にあたっての視点

(ア) みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

(イ) 地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いものであり、私たちのライフスタイルを、温室効果ガスの排出の少ないものに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

(ウ) 生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物との関わりの中で生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

(エ) 生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

(オ) 地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

(カ) 環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食料、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連し合っていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが必要です。

ウ 環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくため、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働し、次の取組を進めます。

- ① 人材の育成と活用
- ② 情報の提供
- ③ プログラム・教材の開発
- ④ 拠点の連携と場の活用
- ⑤ 機会の提供
- ⑥ 調査研究
- ⑦ 県の率先取組

エ 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。環境学習を推進していく上でこの基金を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、平成14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

2. 県の施策展開

(1) 生涯学習としての取組

本県では、千葉県環境学習基本方針に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

ア 人材の育成と活用

環境について幅広い視点を持った環境保全活動・環境学習の指導者を養成することを目的に、知識を身に付けるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座を開催しています。

(ア) 環境学習・環境保全活動の指導者養成講座（一般県民向け）

環境学習に先導的に取り組む人材を育成するため、環境学習・環境保全活動の指導者を養成する講座を開催しています。

(イ) 環境学習指導者養成講座「教員コース」（環境教育指導法研修）

教員の環境学習指導技能の向上を目的に、児童・生徒の理解を深めさせる学習プログラムの作り方について実習を取り入れた講座を開催します。

なお、本講座は、県教育委員会と共同で、千葉県総合教育センターを会場に開催しています。

イ 情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるよう、県ホームページにおいて情報の提供を行います。

ウ プログラム・教材の開発

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、分かりやすい教材の整備」を目標に、これまで、環境学習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリー、貸出用環境学習キット、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」、「干潟で学ぶ『たいけんカード集』」等を作成してきました。これまで作成してきた教材については、県ホームページで公開しているほか、環境研究センターにて貸出を行っています。

エ 拠点の連携と場の活用（環境研究センターの取組）

環境研究センターは千葉県環境学習基本方針に基づく環境学習拠点施設に位置付けられており、展示・図書コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、これまで培った環境に係る研究成果の還元を目的に以下の事業を行っています。

(ア) 環境講座の開催

環境研究センターでは、環境や環境問題の現状について関心を高め、理解を深めるため、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講できるように、環境講座を開催しています。

図表 5-1-1 環境講座開催状況（平成30年度）

回数	内容	実施日
1	私たちが包む化学物質を知ろう	7月15日
2	夏休み 沼体験！	7月23日
3	夏休み 里山体験！	8月4日
4	パーム油の秘密を追い	8月29日
5	ぐるっと印旛沼	9月7日
6	施設見学～農業×エネルギーの未来～	9月26日
7	生物多様性異変～なぜ外来生物は増え続けるのか～	10月20日
8	本当にすごい東京湾	11月18日
9	こども環境会議ちば	12月2日
10	世界からみた日本の気候変動適応策	12月19日

(イ) 啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている研究・調査の結果や環境ニュース等を掲載した「千葉県環境研究センター・環境だより」を発行しています。

図表 5-1-2 千葉県環境研究センター・環境だより発行状況 (平成 30 年度)

No.	特集記事
第 18 号 (5 月 25 日発行)	環境研究センターにおける平成 30 年度環境講座の開催について
第 19 号 (2 月 27 日発行)	印旛沼におけるオニビン影響調査

(ウ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりやすい情報の提供を行っています。

また、希望に応じて施設見学を受け入れています。

(エ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整備し、ビデオ、CD、DVDについては希望により貸出を行っています。

書籍は、国・県関係 714 冊、市町村関係 270 冊、一般出版物 1,973 冊、雑誌 3,616 冊など計 6,573 冊、DVD は 32 タイトル、CD は 68 タイトル、啓発用パネルは 49 枚を所蔵しています。

(オ) 一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、公開講座及び環境研究センターの一般公開を行っています。

(カ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「みんなで川を見よう (千葉県版水環境指標調査)」など環境学習に関する情報を環境研究センターのホームページで提供しています。

(キ) 講師等の派遣

公民館等各種機関が実施する研修会、講習会等へ講師として職員を派遣しています。

また、小中学校等への出前授業も行っています。

図表 5-1-3 環境研究センター啓発関係総括 (平成 30 年度)

項目	実績数
センター来館者数	719 名
環境講座参加者数	456 名
受入研修生	国内 5 名
センターホームページアクセス数	150,884 回
蔵書数	6,573 冊
DVD・CD 数 (貸出用)	100 タイトル
パネル (貸出用)	49 種類 49 枚

オ 機会の提供

(ア) 「ちば環境学習応援団」登録制度

県民、学校、地域団体などの自主的な環境学習及び環境保全活動の支援を目的とし、講師派遣や施設見学、体験活動等に協力いただける事業者や団体を「ちば環境学習応援団」として紹介します。平成 31 年 3 月末現在、延べ 20 の事業者及び団体を登録・紹介しています。

(イ) 千葉県地球温暖化防止活動推進員出前講座

地球温暖化対策の推進を図るため、県内各地域で開催される研修会や講習会などに、千葉県地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。(P20「地球温暖化対策の総合的推進」参照)

(ウ) 文化財探検隊

地域の自然、歴史、文化に対する理解を深めるため「文化財探検隊」を実施しています。

(2) 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等の中で、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動、エコキャップ回収活動や節電等の取組は、学校種にかかわらず多くの学校で実施されています。

ア 小中学校での取組

学習指導要領に「環境に関する教育」が示され、各学校においては、現代的な諸課題に対応して求

められる資質・能力を教科横断的な視点で育成できるよう、様々な学習活動が行われています。各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、体験的な学習(浄水場や清掃工場の見学、植栽活動等)を通じて、環境問題に対する意識を高め、保全に貢献しようとする態度の育成を図る学校も少なくありません。また、自分たちの住んでいる身近な地域について、環境問題の視点から持続可能な社会の実現に向けて、意識を高める実践も見られます。

イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科(公民科・理科・家庭科など)や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。

このほか「環境学」等の環境に関する学校設定科目を教育課程に位置付け、環境教育の推進を図っている学校(沼南高校)や校内のビオトープを整備して積極的に教育活動に取り入れている学校(船橋芝山高校)もあります。

ウ 千葉県環境教育モデル校事業

環境問題の解決に向けた力や、将来の環境保全活動のリーダーとしての力を備えた人材を育成することを目的に環境に関連する教科や部活動などにおいて、環境保全活動の実践に取り組む高等学校を支援しています。

平成30年度は県立高等学校4校をモデル校として指定し、環境教育に係る実践的な活動を行いました。

(3) パートナーシップの構築に向けて

環境問題は日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学習の取組を推進しています。

ア エコメッセちばの開催

各主体が環境問題解決のための目標と方法をと

もに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的とした、環境見本市「エコメッセちば」を平成8年度から開催しています。また、平成24年度からは市民活動団体や事業者等の交流を深め、協働取組を促進するための環境協働創造市を同時に開催することとしています。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・市民活動団体・企業・大学・行政などのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身に付け主体的に行動できる人づくりを目指します。

イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開することが期待されます。

千葉県の*こどもエコクラブの登録状況は、平成31年3月末現在、77クラブ4,055人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」を発行し、関係者全員に配布しています。

また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841人 (平成17年度)	29,855人 (平成30年度)	27,000人以上 (毎年度)

(2) 評価

県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数は、基準年度と比較して増加しており、今年度は目標を上回っています。

(3) 平成30年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【平成30年度の主な取組】

① 環境学習における連携・協働の推進

- ・「千葉県環境学習基本方針平成31年度実施計画」を策定し、環境学習に係る各課・機関の実施事業を取りまとめました。
- ・「エコメッセ2018 in ちば」に実行委員として参画したほか、12月2日に千葉県立中央博物館・青葉の森公園芸術文化ホールでこども環境会議を開催し、こどもエコクラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図りました。

② 環境学習を推進する人材の育成とその活用

- ・環境学習指導者としての力を備えた人材を育成するため、一般県民及び教員を対象とする講座等を実施し、一般県民を対象とする講座は29名が受講、教員を対象とする講座は20名が修了しました。

③ 環境学習に関する情報提供の推進

- ・県ホームページ等による情報提供、環境学習用教材等の貸出を行いました。

④ プログラム・教材の開発

- ・次年度のプログラム・教材の開発に向けた検討を行いました。

⑤ 学習拠点の整備と相互連携及び場の活用

- ・県の環境学習の拠点の連携に関する担当者会議を開催し、各施設において体験できるプログラム等について情報交換を行いました。
- ・地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を、一宮町、木更津市、佐倉市・酒々井町において実施しました。

⑥ 環境学習機会の提供

- ・地球温暖化防止活動推進員による出前講座の実施(137回)、環境研究センターによる環境講座の開催(10回)、ちば環境学習応援団の利用(340回)など、環境学習機会の提供に努めました。

⑦ 環境学習に関する調査研究の実施

- ・環境学習に関する各種講座においてアンケートを実施し、そのニーズの把握に努めました。

⑧ 県の率先取組

- ・「千葉県庁エコオフィスプラン」に基づき、環境負荷の少ない物品の購入や用紙使用量の削減など、県の業務における環境配慮行動の実践に努めました。
- ・新規採用職員の研修において、「行政と環境」の講義を行い、職員一人一人が環境に配慮した行動の実践者となるよう努めました。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・ 県民のニーズが多様化していることから、情報提供の方法について検討する必要があります。
- ・ 環境学習の拠点の連携については、構成する県有施設にとどまらず、県内の他の施設とも連携の方策を検討していく必要があります。
- ・ 環境学習に係る講師派遣や開催する講座について、内容や仕組みを見直した上で、県の主催・共催する環境学習に関する行事への参加者数が増加するように図っていく必要があります。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・ 引き続き県ホームページ等による環境情報の提供や環境学習用教材等の貸出を行うとともに、インターネット等を利用した動画による講座を開講し、より多くの県民に情報を発信していきます。
- ・ 環境学習の拠点の連携のために、県内の他の施設において視察研修を行い、さらに広い情報の共有と連携に努めます。
- ・ 講師の派遣制度や環境に関する講座について一層広報するとともに、引き続き環境学習の機会を提供し、県民の環境に対する意識の醸成に取り組んでいきます。

図表 5-1-4 県が主催する環境学習への参加者数

(単位：人)

講座等名	平成17年度 (基準年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
環境学習アドバイザー派遣事業 ^{※7}	3,598	1,038	1,673	2,080	—	—
県民環境講座 ^{※3}	255	—	—	—	—	—
空に親しむ啓発事業 ^{※2}	537	—	—	—	—	—
水生生物による水質調査	637	424	484	589	416	293
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座 ^{※5}	483	4,524	—	—	—	—
自然観察会 ^{※6}	877	1,069	946	—	—	—
探鳥会	83	44	12	16	— ^{※9}	13
環境研究センターでの啓発事業 ^{※3}	329	—	—	—	—	—
体験型環境講座 ^{※1}	77	—	—	—	—	—
こども環境講座 ^{※1}	126	—	—	—	—	—
こどもエコクラブ登録者数	3,239	4,340	8,903	8,371	3,744	4,055
エコメッセ	6,600	12,000	12,000	8,500	8,000	9,000
環境講座 ^{※3}	—	375	287	665	476	456
温暖化防止活動推進員出前講座受講者数 ^{※4}	—	7,465	9,051	8,022	5,862	5,828
「ちば環境学習応援団」登録制度 ^{※8}	—	—	—	—	6,092	10,210
合計	16,841	31,279	33,360	28,243	24,590	29,855

※1：平成20年度で事業廃止。

※2：平成24年度で事業廃止。

※3：県民環境講座及び環境研究センターでの啓発事業は、平成26年度から環境講座として実施、また、環境講座には環境学習・環境保全活動の指導者を養成する講座の受講者を含みます。

※4：平成26年度から集計に追加。

※5：平成26年度で事業廃止。

※6：平成27年12月末で事業廃止。

※7：平成28年度で事業廃止。

※8：平成29年度から事業開始。

※9：雨天のため中止。

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に、平成29年度に行ったアンケート調査によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の26.3%に留まっており、環境問題への関心の高さにもかかわらず、実際の活動への参加には、十分結び付いていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである*ISO14001・*エコアクション21の認証取得や*企業の社会的責任(CSR)として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とは言えない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとは言えません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年(1990年)に比べ、2011年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生(家庭系・事業系)部門の伸び率がそれぞれ57.7%、81.1%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図っています。

ア 環境マネジメントシステムの普及状況

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は、平成8年から規格が発行され、(公財)日本適合性認定協会によると、平成31年3月末現在の認証取得件数は17,669件となっています。そのうち、県内の認証取得件数は、469件となっています。

なお、環境マネジメントシステム規格には、ISO14001のほかに、環境省が策定したエコアクション21(県内認証取得件数：平成31年3月末143件)や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

イ 県自らの取組

(ア) 千葉県庁エコオフィスプラン

県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するため、平成14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を、平成19年3月には、第2次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第2次)～」を策定し、取組の推進に努めてきました。

これまでの実績を踏まえて、平成25年3月に第3次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第3次)～」

を策定し、引き続き取組の推進に努めています。

○目標

温室効果ガス削減の目標として、二酸化炭素排出量を平成 22 年度 (294,150 t) に比べ、平成 32 年度までに 8% 削減する。

○取組の推進と点検・評価

取組の推進に当たり、「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」を定め、環境マネジメントシステムの P D C A サイクルを基本として点検・評価を行い、計画の推進を図る。

(イ) 県の環境マネジメントシステム

県では、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して平成 13 年 4 月より I S O 14001 による環境マネジメントシステムを運用し、日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めるとともに、システムの P D C A サイクルにより継続的改善を図ってきました。

平成 25 年度からは、I S O 14001 によらない形として、千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引により、県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進しています。

(2) 環境保全活動の推進

ア 環境月間

昭和 47 年 6 月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和 48 年から、6 月 5 日からの 1 週間を「環境週間」に、平成 3 年からは 6 月を「環境月間」とし、さらに平成 5 年には環境基本法により 6 月 5 日が「環境の日」と定められました。

(ア) 千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和 48 年から 6 月を「千葉県環境月間」としています。この一環として、ポスター、作文、標語の作品を募集し、千葉県環境月間啓発ポスター

の作成、啓発を行ってきました。また、県内各地で開催される環境月間行事を紹介し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。なお、平成 27 年度分 (平成 26 年度募集) からは、ポスター作品のみ募集することとしています。

(イ) 環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、昭和 52 年度から環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者 (千葉県環境賞) として、さらに、昭和 56 年度からは地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者としてそれぞれ表彰していましたが、平成 20 年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

イ 千葉県環境大使による活動

平成 21 年 8 月、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り広げておられる野口健氏に初代千葉県環境大使を委嘱し、講演や清掃活動に参加いただき、精力的に活動していただいています。

ウ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、関係団体、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいますが、相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、県民活動を支援する施策や各主体との協働事業を推進しています。

(ア) ちば環境再生基金を活用した取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うために

は、各主体の連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を（一財）千葉県環境財団に設置しています。

基金の事業活動の一つとして、市民活動団体の千葉県内における環境の保全、生物多様性の保全等の活動を公募し、助成を実施しています。（P217「県民の環境活動への助成」参照）

（イ）各主体との協働

県民、企業、関係団体、行政等が連携して、地域から環境保全活動の環を広げていくことが重要であることから、エコメッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

また、多様な主体の連携・協働の促進にも取り組んでいます。

平成22年度から市民活動団体と様々な主体が連携して地域社会の課題解決に取り組む先駆的な連携事例を表彰する「ちばコラボ大賞」を実施しており、環境関連分野からも表彰がされています。また、協働の取組をホームページで紹介する「ちばコラボナビ」には、環境関連分野では「間伐材の活用による福祉貢献事業」など7件を掲載しています。

エ 交流・情報交換の機会の提供

県民、関係団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供しています。（P208「パートナーシップの構築に向けて」参照）

（3）環境に配慮した事業活動の促進

ア 千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）融資制度

（ア）概要

県では、中小企業者等が行う環境保全のための取組に対し、必要な資金を融資しています。

平成21年度まで実施していた「千葉県中小企業環境保全施設整備資金」について、制度の見直しを図り、平成22年度から「千葉県中小企業振興資金」に統合し、その中に環境保全資金を創設し

ました。

平成31年3月末現在の融資対象、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表5-2-1 融資対象・融資条件等

（平成31年3月末現在）

融資対象	①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染対策 ④地盤沈下防止 ⑤騒音・振動防止 ⑥悪臭防止 ⑦化学物質汚染等防止 ⑧フロン類等排出削減対策 ⑨アスベスト対策 ⑩地球温暖化防止 ⑪自動車環境対策 ⑫環境管理システム認証取得の促進 ⑬容器包装廃棄物再商品化の促進 ⑭敷地緑化の促進
融資条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 1 中小企業者等当たり 5,000 万円 ・融資利率 融資期間により利率が異なる。 3 年以下年 1.3 % 3 年超 5 年以下年 1.5 % 5 年超 7 年以下年 1.7 % 7 年超年 1.9 % ・融資期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内（土壌汚染の除去、アスベスト除去、建築物の屋上・壁面の緑化等に限定） ・償還方法 割賦償還（据置期間 1 年以内）

（イ）利用状況

平成30年度は融資の利用はありませんでした。（図表5-2-2）

図表5-2-2 中小企業振興資金（環境保全資金）融資利用状況（融資額の単位：千円）

年度		区分			
		低公害車等	地球温暖化防止施設	その他	計
H27	融資件数	2	3	—	5
	融資額	43,800	121,300	—	165,100
H28	融資件数	0	1	—	1
	融資額	0	29,400	—	29,400
H29 ・ H30	融資件数	0	0	—	0
	融資額	0	0	—	0

イ 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援する人材を配置しています。

また、中小企業による新たなビジネス展開の支援の一環として、平成20年度に助成制度（ちば中小企業元気づくり基金事業）を創設し、県内中小企業による環境関連分野の新技術開発等を支援しています。

（4）環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報を分かりやすく提供できるよう努めています。（P207「環境情報の提供」参照）

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合（アンケート調査による）	36.0% （平成18年度）	22.1% （平成30年度）	70%以上 （平成30年度）
ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数	487 （平成18年度）	612 （平成30年度）	1,000 （平成30年度）

(2) 評価

環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、基準年度と比べて減少しています。

一方、ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数は、基準年度と比べて増加しています。

(3) 平成30年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【平成30年度の主な取組】

① 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

・環境マネジメントシステムには国際規格のISO14001のほかに、環境省が策定したエコアクション21や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードなどがあります。平成30年度は、ISO14001とエコアクション21について、中小企業団体等による普及セミナーの開催に協力したほか、上記4つの環境マネジメントシステムについて、ホームページを利用した広報を行いました。

② 環境保全活動の推進

・千葉県環境月間行事として、ポスターの作成や、県内各地での行事を紹介して啓発を行うとともに、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体に千葉県環境功労者知事感謝状を贈呈しました。

・県民、企業、関係団体、行政等が協働して開催するエコメッセ2018inちばにおいて、環境保全に取り組む多様な立場の人々が交流し、情報交換を行いました。

・市民活動団体と様々な主体が連携して地域社会の課題解決に取り組む先駆的な連携事例を表彰するちばコラボ大賞では、平成30年度は13件の応募があり、環境関連分野からは3件のエントリーがありました。

③ 環境に配慮した事業活動の促進

・中小企業の方々が行う環境保全の取組を支援するため、県制度融資として、中小企業振興資金（環境保全資金）事業を実施しましたが、平成30年度は融資の利用はありませんでした。

④ 環境情報の提供

・環境基本計画の進行管理として、平成29年度分の年次報告を取りまとめ、その内容を取り込んだ千葉県環境白書（平成30年版）を作成し、県内市町村、関係機関に配付しました。また、環境生活部主要施策概要を県ホームページで公表しました。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

・節電など、個人に経済的メリットのある自主活動は進んでいますが、市民団体、企業等の様々な主体による協働での環境保全活動への参加には、十分に結び付いていない状況です。環境保全のための取組は、個々

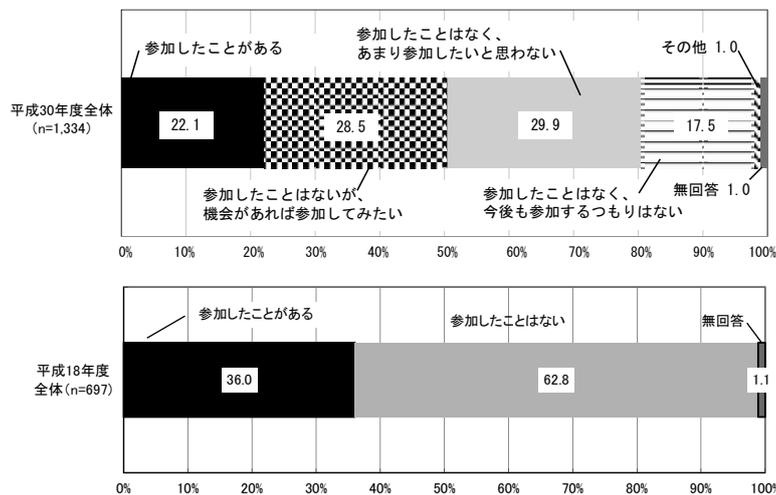
での行動も大事ですが、各主体の人材や情報を有機的に結び付け、協働で進めていくことで一層効果的になります。

- ・近年、環境保全資金事業では、太陽光発電設備の設置事業に対する融資を多く行っておりますが、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の見直し等により、新規設置件数や融資利用者の減少が見込まれることから、同事業の利用拡大が課題となっています。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

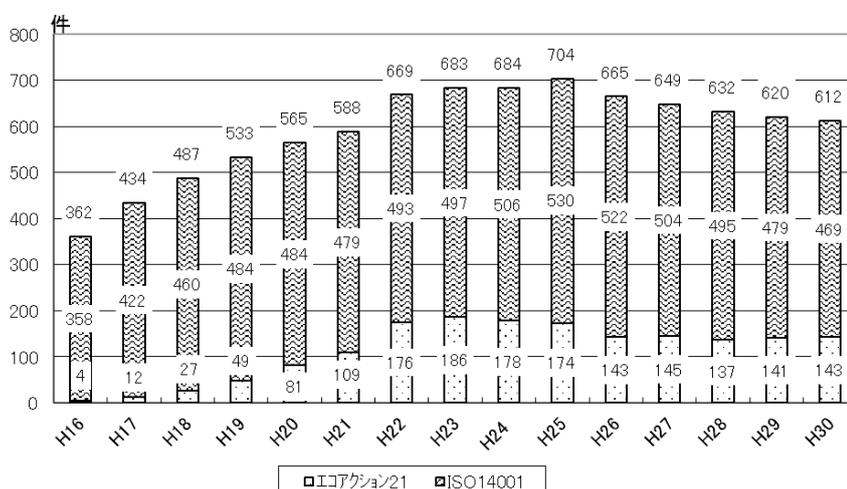
- ・県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進します。
- ・啓発イベントや環境講座、表彰制度を通じ、環境保全活動に対する県民の理解と関心を深めるとともに、各主体間のネットワークづくりを推進します。
- ・環境保全資金事業を実施するとともに、利用拡大のため、対象事業の見直しの検討や融資制度の周知を進めます。
- ・千葉県環境白書を作成するとともに、県民アンケート等を活用しながら、県民や事業者の具体的な取組状況や課題を把握し、環境基本計画の「総合的な進捗状況の点検・評価」を実施します。

図表 5-2-3 環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合



※ 平成30年度：県政に関する世論調査（標本数 3,000 回収率 46.67%）
 平成18年度：環境基本計画策定基礎調査（標本数 2,000 回収率 34.9%）

図表 5-2-4 ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数



第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として平成14年に設置されました。

県民及び事業者の皆様の支援により、募金総額は12億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

しかしながら、基金を利用した活動については、県民に必ずしも認知されているとは言えず、助成事業も時世に合わない点が見られることから見直しを行い、基金の運営については平成22年度途中から、助成事業については平成24年度及び平成27年度実施分から、各々新体制に移行しました。

今後も、ちば環境再生基金を、自然環境の保全・再生などへ活用するため、これまで以上に県民一人ひとりに基金を利用した活動を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、提供していくことが重要です。

2. 施策の展開

(1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりにともに参加する思いを託せる県民総参加による基金を、(一財)千葉県環境財団に設置しています。

また、基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。

さらに、推進委員会の中に2つの部会を設置し、主に助成事業に係る審査、検討を行っています。

(2) 啓発・募金活動の推進

620万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施しています。

なお、募金額及び事業費については、各々平成30年度末までの累計目標額を30億円としています。

(3) 県民の環境活動への助成

県民自らの手で千葉県の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、県民団体の千葉県内における「環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止対策、省資源・リサイクル」の活動に対して平成24年度から公募により助成を行っています。

(4) 提案型環境再生事業への助成

環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する提案型環境再生事業を支援するため、市町村等の「環境保全、生物多様性保全、地球温暖化防止、省資源・リサイクル活動、県民の意識の向上」などの環境上の課題の解決を目的とし、県、市町村及び地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する事業へ、平成24年度から助成を行っています。

(5) 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものや公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあるもの、自然の荒廃又は県民の自然環境の利用に影響を及ぼすおそれがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っています。

(6) 環境活動見本市普及啓発への助成

自然環境の保全・再生、資源循環型社会づくりに取り組む市町村、県民等の活動を広く周知し、県民の環境意識向上と積極的な参加を目指し実施する県民団体の環境活動に関する事業に対して、平成 27 年度から助成を行っています。

(7) 未来の環境活動担い手への助成

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として行われる活動に対して、平成 28 年度から助成を行っています。

(8) ちば廃食油燃料利用促進プロジェクトへの助成

使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、燃料としての利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動に対し、平成 28 年度から助成を行っています。

(9) 地域経済と地域振興への貢献

各種助成を通じて、地域の活性化や地域間の交流促進等に貢献しています。

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11億8千万円 (平成18年度末までの累計)	12億2千5百万円 (平成30年度末までの累計)	30億円 (平成30年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8千万円 (平成18年度末までの累計)	3億3千万円 (平成30年度末までの累計)	30億円 (平成30年度末までの累計)

(2) 評価

募金総額、助成事業費ともに基準年度に比べ増加していますが、目標の金額とは大きな隔りがあります。

(3) 平成30年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【平成30年度の主な取組】

① ちば環境再生基金の設置と運営

・環境財団に設置された基金を適正に運用し、基金による事業を公正かつ適切に実施するため、「ちば環境再生推進委員会」において、事業に関する審査、検討等を行いました。

② 啓発・募金活動の推進

・県内各地において、環境への関心を高めるための広報啓発を行いながら募金活動を実施したところ、平成30年度における募金額は、361件で6,532,618円となりました。基金設置からの募金総額は平成31年3月31日現在8,003件で1,225,784,903円となっています。

③ 資源循環型社会づくりの推進、自然環境の保全と再生の推進

・環境保全団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動60事業、市町村や市民活動団体の協働により実施する環境保全・再生に係る広域的な普及啓発活動2事業、地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として行われる活動3事業、使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、燃料としての利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動5事業に対して助成しました。

④ 負の遺産対策の推進

・市町村等が実施する、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物の撤去等の事業については、平成30年度は助成実績がありませんでした。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・ちば環境再生基金への県民の理解・周知がなかなか進んでいないことが課題です。
- ・助成事業の内容については、時代の要請に合わせ、また申請者が利用しやすいように、必要に応じて制度を見直す必要があります。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・「ちば環境再生基金活動ニュース」やホームページ、環境フェア等のイベントにおいて、助成団体の活動情報を紹介して、基金がどのように使われているのかを十分に説明し、県民に理解を求めていきます。
- ・今後も、市町村イベント等での募金活動や、事業所等への職場募金の依頼等を通じて、着実な募金活動を

進めていきます。

- ・ 県民のニーズを適切に把握し、さらに使いやすい制度に見直しを続けていきます。
- ・ 各種助成を通じて、地域の活性化や地域間の交流促進等に貢献していきます。

図表 5-3-1 ちば環境再生基金への募金額・助成事業数の推移

(1) 募金額

区 分	件 数	金 額	区 分	件 数	金 額
平成13年度	30件	2,991,786円	平成22年度	441件	11,244,525円
平成14年度	422件	521,623,080円	平成23年度	369件	8,336,860円
平成15年度	466件	560,463,458円	平成24年度	419件	7,294,195円
平成16年度	655件	7,643,154円	平成25年度	384件	6,175,946円
平成17年度	603件	7,719,124円	平成26年度	401件	5,989,815円
平成18年度	582件	8,379,501円	平成27年度	392件	6,801,899円
平成19年度	584件	26,737,759円	平成28年度	402件	7,600,963円
平成20年度	573件	11,906,692円	平成29年度	403件	5,852,352円
平成21年度	516件	12,491,176円	平成30年度	361件	6,532,618円
			合 計	8,003件	1,225,784,903円

※平成14年度大口募金者(千葉県:5億円)

※平成15年度大口募金者(千葉県産業廃棄物協会:4億5千万円、千葉県:1億円)

(2) 助成事業数

① 再編後の助成事業

ア 県民の環境活動支援事業への助成

市民活動団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動への助成

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合 計
助成数	9事業	9事業	10事業	11事業	45事業	52事業	60事業	196事業
助成額	1,844千円	1,448千円	1,642千円	2,843千円	7,500千円	9,272千円	11,333千円	35,882千円

イ 提案型環境再生事業への助成

市町村や公的団体が環境上の課題の迅速な解決を目指した提案事業への助成

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合 計
助成数	7事業	6事業	6事業	1事業	1事業	-	-	21事業
助成額	11,464千円	9,364千円	9,109千円	1,499千円	500千円	-	-	31,936千円

ウ 負の遺産対策事業への助成

県や市町村が取組む廃棄物撤去事業等に助成

年 度	H15	H16	H17	H21	H22	H23
助成数	2事業	1事業	1事業	2事業	3事業	4事業
助成額	13,179千円	16,083千円	10,471千円	13,781千円	15,349千円	14,319千円
年 度	H24	H25～H26	H27	H28～H30	合 計	
助成数	1事業	1事業	1事業	-	16事業	
助成額	1,721千円	80,273千円	274千円	-	165,450千円	

エ 環境活動見本市普及啓発支援事業への助成

市町村や市民活動団体の協働により実施する、環境保全・再生に係る広域的な普及啓発事業への助成

年 度	H27	H28	H29	H30	合計
助成数	2 事業	2 事業	2 事業	2 事業	8 事業
助成額	2,807 千円	2,979 千円	2,923 千円	3,000 千円	11,709 千円

オ 未来の環境活動担い手への助成

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として行われる活動への助成

年 度	H28	H29	H30	合計
助成数	1 事業	2 事業	3 事業	6 事業
助成額	55 千円	163 千円	250 千円	468 千円

カ ちば廃食用油燃料利用促進プロジェクトへの助成

使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、燃料としての利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動への助成

年 度	H28	H29	H30	合計
助成数	6 事業	8 事業	5 事業	19 事業
助成額	492 千円	551 千円	426 千円	1,469 千円

② 終了した助成事業

ア NPO環境活動への助成

市民活動団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動への助成

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19
助成数	12 事業	17 事業	15 事業	9 事業	15 事業	11 事業
助成額	3,504 千円	4,424 千円	2,426 千円	2,209 千円	3,139 千円	1,656 千円
年度	H20	H21	H22	H23	-	合計
助成数	10 事業	10 事業	7 事業	4 事業	-	110 事業
助成額	1,976 千円	3,030 千円	1,900 千円	1,189 千円	-	25,453 千円

イ 市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業への助成

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
助成数	2 事業	3 事業	4 事業	4 事業	3 事業	3 事業
助成額	9,186 千円	5,177 千円	6,024 千円	8,074 千円	2,566 千円	2,760 千円
年度	H22	H23	-	-	-	合計
助成数	5 事業	4 事業	-	-	-	28 事業
助成額	10,572 千円	5,761 千円	-	-	-	50,120 千円

ウ なのはなエコプロジェクト

菜の花やヒマワリから収穫される食用油を活用した資源循環体験活動への助成

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19
参加者数	21 団体	7 団体	9 団体	10 団体	9 団体	11 団体
栽培面積	1,118 アール	269 アール	204 アール	237 アール	344 アール	116 アール
助成数	5 団体	4 団体	6 団体	8 団体	8 団体	11 団体
助成額	215 千円	231 千円	421 千円	541 千円	580 千円	623 千円
年度	H20	H21	H22	H23	-	合計
参加者数	12 団体	27 団体	15 団体	10 団体	-	131 団体
栽培面積	263 アール	383 アール	400 アール	274 アール	-	3,608 アール
助成数	10 団体	17 団体	8 団体	5 団体	-	82 団体
助成額	794 千円	1,308 千円	516 千円	271 千円	-	5,500 千円

※平成15年度から、菜の花のほかヒマワリによる活動を実施。

エ 環境再生に係る普及啓発事業への助成

県・市町村等が、全県の又は複数の市町村区域にまたがり広域的に実施する「資源循環型社会づくり」又は「自然環境の保全と再生」のための普及啓発等事業に対して助成

年 度	H21	H22	H23	合計
助成数	2 事業	2 事業	2 事業	6 事業
助成額	3,448 千円	2,835 千円	3,286 千円	9,569 千円

第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

(1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結び付いています。

このため、環境問題を考えるに当たっても、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に、首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を平成15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)共同で地球温暖化対策のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

(2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調の下で問題の解決に取り組んでいかななくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入れや職員の海外派遣、県内市民活動団体と連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していく中で、国や県のみでなく、市町村、関係団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

2. 県の施策展開

(1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進

ア 九都県市による取組

九都県市では共同して広域的な課題に取り組むことを目的として、年2回程度首脳会議を開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っています。

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会、緑化政策専門部会及び地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化対策に係るキャンペーン(P21「国や他自治体と連携した啓発」参照)、自動車排ガス対策(P125「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照)、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する取組を進めてきました。

両委員会における平成30年度の主な取組は、図表5-4-1のとおりです。

図表 5-4-1 九都県市による主な取組

主な取組	概要
環境分野における国際協力	JICAが企画する「青年研修事業」に参画し、途上国からの研修生の受入れを実施
普及啓発・調査研究等の取組	民間事業所・公共施設・学校等でのポスター掲出や省エネ家電買替キャンペーンの実施などを通じて省エネ・節電行動を呼びかけ、普及啓発を実施
再生可能エネルギーの導入促進	子ども・ファミリー層を対象とした再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーの開催や、太陽熱利用PR動画の放映により、幅広い世代に対し普及啓発を実施
首都圏における水素社会の実現に向けた取組	水素エネルギーへの理解促進のため、燃料電池自動車の試乗会や、燃料電池バスに乗って水素エネルギーについて学ぶバスツアー等を実施
ヒートアイランド対策	ヒートアイランド対策の啓発強化のため、日傘の無料貸出イベントや打ち水イベントを実施
エコドライブの普及	エコドライブ講習会を開催するとともに、エコドライブシミュレーターを活用し、地域ごとに啓発活動を実施
ディーゼル車対策	一都三県の条例に基づき取り組んでいるディーゼル車規制について、路上等での車両検査や制度の周知を実施
低公害車の普及	九都県市による低公害車指定制度を運用し普及拡大を図るとともに、指定低公害車の排出ガス調査を実施
ガソリンペーパー対策の推進	ガソリン小売業の事業者チラシを配布し、ガソリンペーパーを回収する機能を有する計量機(Stage II)の導入を呼びかけ
東京湾水質一斉調査	国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等156機関・団体が参加し、東京湾環境一斉調査を行うとともに、生物調査データの収集や環境啓発活動を実施
3R普及促進事業	食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者と連携して食べきりの普及を行うとともに、家庭での食品ロスを減らす普及啓発活動を実施
容器包装発生抑制の推進	「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上、容器包装減量化商品の購入促進を図るため、小売事業者等と連携して普及啓発活動を実施
産業廃棄物路上一斉調査	産廃スクラム35と共同した一斉路上調査の実施

イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の10都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題について、意見交換や調査研究が行われています。

平成30年度は、鳥獣被害防止対策の強化や太陽光発電の2019年問題への対応などをテーマに意見交換を行い、国に対する各都県からの要望を取りまとめました。

(2) 国際的な取組の推進

環境分野における国際協力の取組として、平成30年度はタイ王国から14名の研修生を受け入れ、自動車による大気汚染対策についての講義等を実施しました。(図表 5-4-2)

図表 5-4-2 平成30年度研修生受入状況等

事業名	事業概要
国際協力・途上国支援事業 (JICA青年研修事業)	九都県市首脳会議の事業として、タイ王国から14名の研修員を受け入れ、各自治体の先進的な環境関連事業や施設の紹介等を通じて、環境分野の課題解決や取組の推進のための知識や意識の向上を図った。 千葉県は、自動車による大気汚染対策について担当し、講義や視察を行った。

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (平成18年度)	ディーゼル自動車運行規制の合同検査や、九都県市による地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (平成30年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回89人 (平成14年度～平成18年度の間の年平均値)	1回14人 (平成30年度)	増加させます (毎年度)

(2) 評価

九都県市が連携して、ディーゼル自動車運行規制の車両検査や地球温暖化としての省エネ・節電キャンペーンなどを実施しました。

県が受け入れた環境分野での海外からの研修生の受入については、回数・人数ともに基準年度を下回っています。

(3) 平成30年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【平成30年度の主な取組】

① 県域を越えたネットワークによる取組の推進

- ・九都県市では、温暖化対策に係る共同・連携した取組として、省エネ・節電などの行動を啓発するためのキャンペーンや再生可能エネルギー導入促進に向けたセミナー等を実施しました。また、ディーゼル自動車対策やエコドライブの普及、東京湾水質一斉調査、3Rの普及促進、容器包装発生抑制の推進、産業廃棄物路上一斉調査など、様々な取組を実施しました。
- ・水素社会の実現に向けた取組として、イベントにおける燃料電池自動車の試乗会等を実施しました。

② 国際的な取組の推進

- ・タイ王国から14名の研修生を受け入れ、環境分野の課題解決や取組の推進のための知識や意識の向上を図りました。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・今日の環境問題はその要因や影響が広範囲に及ぶものも多く、九都県市など、県の区域を超えた広域的な連携による取組は引き続き必要です。
- ・近年、海外からの研修生の受入れ件数は減少傾向にあります。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・九都県市で共同・連携した温暖化対策の検討を進めるとともに、各種キャンペーンを実施する等、広域的な連携を強化していきます。
- ・引き続きJICA等の要請があれば応じるなど、環境分野における研修生の受入等の取組を進めていきます。

図表 5-4-3 海外からの研修生の受入回数・人数の推移

